

【改正前】

○和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部設置要綱

令和3年1月21日
要綱第1号

(設置)

第1条 デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項について審議するため、和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項のほか、マイナンバーカードの普及促進に関することについて審議する。

(組織)

第3条 推進本部は、市長、副市長、教育長、部長、危機管理監、教育部長、監査委員事務局長、議会事務局長、審議監及び会計管理者を本部員として組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、企画部政策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、推進本部の本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年要綱第4号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

④ DXを全庁的に推進していくため、会議体の終期（令和6年3月31日限り）を撤廃する。

【改正後】

○和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部設置要綱（案）

令和3年1月21日
要綱第1号

(設置)

第1条 デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に関する事項について審議するため、和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) DXの全庁的な推進に関すること。

(2) DXに係る施策の総合調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、DXの推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、市長、副市長、教育長、部長、危機管理監、教育部長、監査委員事務局長、議会事務局長、審議監及び会計管理者を本部員として組織する。

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、総務部デジタル推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、推進本部の本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年要綱第4号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和6年要綱第〇号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

① デジタルトランスフォーメーションを「DX」と略称規定する。

② 現行では、当初の目的である「マイナンバーカードの普及促進に関することについて」規定しているが、国の自治体DX推進計画が随時改定されていく中、全庁的な取組としてDXを推進していく必要があることから改正する。

③ 令和5年10月の組織改正に伴い、担当課を改正する。